

第1回島原市庁舎整備懇話会

日時 平成21年7月31日(金)14:00～

場所 島原市役所新館4階会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長挨拶
- 4 議 事
 - (1) 会長及び副会長の選任について
 - (2) 会議の公開について
 - (3) 庁舎の現状及び庁舎建設問題に関する今までの経緯について
 - (4) 本市の財政状況について
 - (5) 合併に伴う優遇措置等について
 - (6) その他

島原市庁舎整備懇話会設置要綱

平成21年4月10日

(設置)

第1条 島原市庁舎の整備に関して、広く市民等の意見を求めるため、島原市庁舎整備懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 市庁舎整備に関すること
- (2) 市庁舎建設の基本計画等に関すること
- (3) 前号に掲げるもののほか、市庁舎整備等に関し必要な事項

(委員)

第3条 懇話会は、次の各号に掲げる委員20人以内で組織する。

- (1) 各種団体等の代表
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 学識経験者
- (4) 公募委員

(任期)

第4条 委員の任期は、懇話会として市長に対し提言を行うまでとする。

(組織)

第5条 懇話会は会長、副会長及び委員で構成する。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を掌理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、総務課において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

(会議招集の特例)

- 2 この要綱の施行後、最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

島原市庁舎整備懇話会委員名簿

(敬称略)

番号	種別	所属機関	氏名	
1	各種団体	島原市老人クラブ連合会	今坂 秀春	いまさか ひではる
2	各種団体	島原青年会議所	上田 義定	うえだ よしさだ
3	各種団体	島原市医師会	内田 象之	うちだ のりゆき
4	各種団体	島原市中心市街地まちづくり推進協議会	北村 正保	きたむら ただやす
5	各種団体	島原市社会福祉協議会	木下 康博	きのした やすひろ
6	各種団体	島原市商店街連盟	隈部 政博	くまべ まさひろ
7	各種団体	島原市婦人会連絡協議会	佐仲 美奈江	さなか みなえ
8	各種団体	有明町商工会	菅崎 盛秋	すがさき もりあき
9	各種団体	島原鉄道株式会社	田中 謙悟	たなか けんご
10	各種団体	島原商工会議所	星野 親房	ほしの ちかふさ
11	各種団体	島原市町内会・自治会連合会	矢川 武士	やがわ たけし
12	関係機関	島原振興局	古賀 康典	こが やすのり
13	関係機関	島原消防署	木下 勝晴	きのした まさはる
14	学識経験者	熊本県立大学名誉教授	片岡 勲	かたおか ろく
15	学識経験者	久留米大学教授	永池 克明	ながいけ かつあき
16	学識経験者	長崎県建築士会島原支部	中村 靖人	なかむら やすひと
17	学識経験者	一級建築士	林田 誠治	はやしだ せいじ
18	公募委員	市民委員	松尾 建国	まつお たつくに
19	公募委員	市民委員	宮崎 俊章	みやざき としあき
20	公募委員	市民委員	山本 久美子	やまもと くみこ